○　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可） 第二十二条　法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条、次条、附則第四条第三号及び第三十九条第三号において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～八　略］ （基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出） 第三十二条　法第十六条第一項前段の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号ま	（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可） 第二十二条　法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条、次条及び附則第四条第三号において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～八　同上］ （基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出） 第三十二条　［同上］

でに掲げる金融機関等を除く。第六号、第四十二条、第四十八条第二項第三号ハ及び第五十条を除き、以下この章において同じ。）は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあっては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。第四十八条第二項第三号ロ、附則第七条第五号及び第四十二条第五号において同じ。）となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　［略］

七　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあっては、その旨を記載した書面を

［一～四　同上］

五　株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。第四十八条第二項第三号ロ及び附則第七条第五号において同じ。）となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　［同上］

七　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書（経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあっては、その旨を記載した書面を

含む。第四十八条第二項第四号、附則第七条第七号及び第四十二条第七号において同じ。）、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

［八～十四　略］

（法第二十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八条　法第二十三条第一項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による株式交換等（法第二

含む。第四十八条第二項第四号及び附則第七条第七号において同じ。）、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

［八～十四　同上］

（法第二十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八条　法第二十三条第一項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による株式交換等（法第二

十三条第一項に規定する株式交換等をいう。附則第四条第三号及び第三十九条第三号を除き、以下同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～八　略］

附　則

（法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合）

第二十三条　法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に信託受益権等（法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。附則第二十六条第四号、第五十条及び第五十一条を除き、以下同じ。）に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。

（法附則第二十二条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針

十三条第一項に規定する株式交換等をいう。附則第四条第三号を除き、以下同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～八　同上］

附　則

（法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合）

第二十三条　法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に信託受益権等（法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。附則第二十六条第四号を除き、以下同じ。）に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。

（協同組織金融機能強化方針の提出）

の提出）

第三十四条　［略］

（法附則第二十二条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第三十六条　［略］

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等及び新型コロナウイルス感染症特例対象子会社による経営強化計画の提出）

第三十七条　法附則第二十六条第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（同条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。）又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社（法附則第二十六条第二項に規定する新型コロナウイルス感染症特例対象子会社をいう。以下同じ。）は、別紙様式第十二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（新型コロナウイルス感染症特例対象子会社にあっては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法附則第二十六条第一項又は第二項の申込みの理由書（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス

第三十四条　［同上］

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第三十六条　［同上］

［条を加える。］

感染症特例対象子会社における新型コロナウイルス感染症等（同条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二　提出の日前六月以内（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関（法附則第二十八条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三　代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四　第二号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五　役員の履歴書、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等

又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号及び令附則第十四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六　当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が法附則第二十六条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七　新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が法附則第二十六条第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

八　法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（銀行持株会社等が法附則第二十六条第二項の申込みをする場合にあっては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五条第一項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

イ　当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式
⑴　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
⑵　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
⑶　当該株式又は⑴若しくは⑵に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
ロ　当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
九　その他法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第三十八条　法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。
一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

［条を加える。］

二　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ　中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三　新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

四　その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ　経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ　早期の事業再生に資する方策

ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第三十九条　法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項（法附則第二十六条第三項の規定により適用

［条を加える。］

される法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針

二　経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三　法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出）

第四十条　法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針

二　経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三　法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十四条第

［条を加える。］

八項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び法第十条第一項に規定する取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第四十一条　法附則第二十六条第三項の規定により法第二章（法第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十三条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第二十二条第一項第三号」とあるのは「附則第三十五条の規定により読み替えて適用される同令第二十二条第一項第三号」と、第二十六条第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十八条第四号中「同条第十項各号」とあるのは「附則第四十条

［条を加える。］

各号」と、「同条第九項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもってする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等による経営強化計画の提出）

第四十二条　法附則第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第一号及び第六号を除き、以下この条において同じ。）は、別紙様式第十三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあっては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　提出の日前六月以内（協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合にあっては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財

［条を加える。］

産及び損益の状況を知ることのできる書類

二　代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

三　第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

四　経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

五　株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六　法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面

七　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株

会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等において部門別の損益管理がされていることを証する書面、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。）又は労働金庫の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合にあっては当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該金融機関等若しくは当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

八　経営強化計画に係る金融組織再編成が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第四項の規定によりみなされて適用される金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に関する事項を記載した書面

九　経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるもの

でないことを証する書面

十　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ　当該申込みの理由書（金融組織再編成の当事者である新型コロナウイルス感染症特例金融機関等における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ　経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合にあっては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面

ハ　当該金融機関等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ニ　組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ホ　法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定に

よる決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合にあっては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

⑴　当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(i)　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(ii)　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(iii)　当該株式又は(i)若しくは(ii)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

⑵　当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

十一　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。）の自己資本の充実のために法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、当

該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

十二　その他法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第二十七条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第四十三条　法附則第二十七条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第二十七条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二　附則第三十八条第二号から第四号までに掲げる方策

［条を加える。］

（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第四十四条　法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項（法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規

［条を加える。］

定する会社の剰余金の処分の方針

二　経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三　法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条第二号及び附則第四十六条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第四十五条　法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項（法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

二　法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。次条第三号において同じ。）のうち当該承継組織再編成金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）又は経営強化計

［条を加える。］

画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出）

第四十六条　法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第九項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針

二　経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三　法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第四十七条　法附則第二十七条第三項の規定により法第三章（法第十

［条を加える。］

［条を加える。］

七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる書類」と、第五十九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第六十二条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第四十八条第一項第三号」とあるのは「附則第三十九条の規定により読み替えて適用される同令第四十八条第一項第三号」と、第六十三条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ」とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第六十六条第四号中「同条第九項各号に掲げる事項又は同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項」とあるのは「同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項又は附則第四十六条各号に掲げる事項」と、「同条第八項第二号」とあるのは「法第二十四条第八項第二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもってする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とある

のは「見通し」と、第六十七条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（法附則第二十八条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第四十八条　法附則第二十八条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二　附則第三十八条第二号から第四号までに掲げる方策

［条を加える。］

（法附則第二十八条第二項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第四十九条　法附則第二十八条第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二　附則第三十八条第二号から第四号までに掲げる方策

［条を加える。］

（法附則第二十八条第四項の規定による経営強化計画の提出）

第五十条　法附則第二十八条第四項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関（同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第十二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三　法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四　役員の履歴書

五　その他法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

［条を加える。］

2　法附則第二十八条第四項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、別紙様式第十三号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　前項第二号に掲げる書類

二　経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類

イ　法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（金融組織再編成の当事者である新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ　前項第三号に掲げる書類（当該協同組織金融機関が法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八

条第二項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

ハ　前項第四号に掲げる書類

四　その他法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第二十八条第四項の規定による経営強化指導計画の提出）

第五十一条　法附則第二十八条第四項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みの理由書

二　次に掲げる経営強化指導計画に係る対象協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの　法第五条第一項第四号及び法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

［条を加える。］

ロ　法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関　同条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項第二号ハ及びニ⑵に掲げる要件に該当することを証する書面

三　役員の履歴書その他の法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十七条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五　法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六　その他法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例）

第五十二条　法附則第二十八条第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第八十六条第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあるのは「見通し」と、第八十八条第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

［条を加える。］

（法附則第二十九条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出）

第五十三条　法附則第二十九条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等は、別紙様式第十四号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第三十四条の二の申込みの理由書

二　提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

［条を加える。］

三　代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四　第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五　役員の履歴書、当該協同組織中央金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十九条第一項第一号及び令附則第二十一条各号に掲げる事項並びに同項第二号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六　当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七　法附則第二十九条第三項の規定により適用される法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同

項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

八　その他法附則第二十九条第三項の規定により適用される法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第二十九条第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

第五十四条　法附則第二十九条第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

二　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ　協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ　協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三　新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

四　その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

［条を加える。］

イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
ロ　経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
ハ　早期の事業再生に資する方策
ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法附則第二十九条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第五十五条　法附則第二十九条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項
イ　特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。
ロ　特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

［条を加える。］

ハ　特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。

二　協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

様式第十二（附則第37条関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 26 条第１項（又は第２項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第１　経営強化計画の実施期間

第２　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第３　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

第４　収益の見通し

第５　剰余金の処分の方針

第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

２．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の

［様式を加える。］

欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

３．経営強化計画の実施期間

⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

⑵　経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が銀行等であり、かつ、当該提出の日が 10 月 1 日から翌年３月 31 日までの間である場合にあっては、10 月 1 日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から５年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及

び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

５．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

⑴　経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が法附則第 26 条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、銀行持株会社等が法附則第 26 条第２項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

⑵　「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。

①　株式

イ　種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　会社法第 108 条第１項各号に掲げる内容

ハ　議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）

ニ　株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容

②　劣後特約付社債（法第２条第２項に規定する劣後特約付社債をいう。）

社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

③　優先出資

イ　種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項第２号から第４号までに掲げる内容　等

④　劣後特約付金銭消費貸借（法第２条第３項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

６．収益の見通し

⑴　経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、（別表１）に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

⑵　経営に関連する各種指標については、（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

７．剰余金の処分の方針

⑴　配当に対する方針を（別表２）により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

⑵　経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

８．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

⑴　経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第２条第４

項に規定する子会社をいう。）の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容を併せて記載すること。

（別表１）（単体）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績 ／実績 見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
	業務純益										
	業務収益										
	資金運用収益						－	－	－	－	－
	うち貸出金収入						－	－	－	－	－
	役務取引等収益						－	－	－	－	－
	特定取引収益						－	－	－	－	－
	その他業務収益						－	－	－	－	－

損益	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）						－	－	－	－	－
	業務費用										
	資金調達費用						－	－	－	－	－
	うち預金・譲渡性預金利息						－	－	－	－	－
	役務取引等費用						－	－	－	－	－
	特定取引費用						－	－	－	－	－
	その他業務費用						－	－	－	－	－
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費・社債費）						－	－	－	－	－
	一般貸倒引当金繰入額										
	経費										
	うち人件費						－	－	－	－	－
	うち物件費						－	－	－	－	－
	うち機械化関連費用						－	－	－	－	－
	金銭の信託運用見合費用						－	－	－	－	－
	業務粗利益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費）										
	国債等債券関係損益						－	－	－	－	－

コア業務純益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）										
臨時損益										
うち不良債権処理損失額										
個別貸倒引当金繰入額						－	－	－	－	－
貸出金償却						－	－	－	－	－
その他の処理額						－	－	－	－	－
うち株式等関係損益										
経常利益										
特別損益										
税引前当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
法人税等調整額						－	－	－	－	－
当期（中間）純利益										
資金運用利回						－	－	－	－	－
貸出金利回						－	－	－	－	－
資金調達原価率						－	－	－	－	－
預金等利回（＝（預金利息＋譲渡性預金利息）／預金・譲渡性預金平均残高合計）						－	－	－	－	－
資金調達経費率（＝経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計）						－	－	－	－	－
預貸率						－	－	－	－	－

経営指標（%）	総資金利鞘（＝資金運用利回－資金調達原価率）						－	－	－	－	－
	預貸金利鞘（＝貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＥ（＝当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ（＝当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－
	コア業務純益ＲＯＥ（＝コア業務純益／純資産）						－	－	－	－	－
	コア業務純益ＲＯＡ（＝コア業務純益／総資産）						－	－	－	－	－
	業務粗利益経費率（＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）						－	－	－	－	－
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高										
	破産更生等債権額						－	－	－	－	－
	危険債権額						－	－	－	－	－
	要管理債権額						－	－	－	－	－
	正常債権額										
	総与信（＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）										
	不良債権比率（＝金融再生法開示債権残高／総与信）										

（連結）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績 ／実績 見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
	経常利益										
	経常収益										
	資金運用収益						－	－	－	－	－
	役務取引等収益						－	－	－	－	－
	特定取引収益						－	－	－	－	－
	その他業務収益						－	－	－	－	－
	その他経常収益						－	－	－	－	－
	経常費用										
	資金調達費用						－	－	－	－	－
	役務取引等費用						－	－	－	－	－

損益	特定取引費用							－	－	－	－	－
	その他業務費用							－	－	－	－	－
	営業経費							－	－	－	－	－
	その他経常費用											
	うち貸出金償却											
	うち貸倒引当金繰入額											
	うち一般貸倒引当金繰入額											
	うち個別貸倒引当金繰入額											
	特別利益											
	特別損失											
	法人税、住民税及び事業税							－	－	－	－	－
	法人税等調整額							－	－	－	－	－
	非支配株主に帰属する当期（中間）純利益							－	－	－	－	－
	親会社株主に帰属する当期（中間）純利益											
経営指標（%）	当期利益ＲＯＥ（＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／純資産）							－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ（＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／総資産）							－	－	－	－	－

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間が３年を超える場合には３年とする。

3　事業年度末（銀行等にあっては、毎年９月末及び３月末）の計数を記載すること。

4　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

5　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表２）

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績 ／実績 見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
配当可能利益										
配当金総額（中間配当を含む）										
普通株配当金（公的資金分）										
普通株配当金（民間調達分）						－	－	－	－	－
優先株配当金（公的資金分）										
優先株配当金（民間調達分）						－	－	－	－	－
１株当たり配当金（普通株）						－	－	－	－	－
１株当たり配当金（優先株）						－	－	－	－	－
配当率（普通株、公的資金分）						－	－	－	－	－
配当率（普通株、民間調達分）						－	－	－	－	－
配当率（優先株、公的資金分）						－	－	－	－	－
配当率（優先株、民間調達分）						－	－	－	－	－
配当性向						－	－	－	－	－

（記載上の注意）

1　「公的資金分」とは、法附則第 26 条第３項の規定により適用する法第５条第１項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをい

う。

２　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

様式第十三（附則第42条関係）

［様式を加える。］

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 27 条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第１　経営強化計画の実施期間

第２　金融組織再編成の内容及び実施時期

第３　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第 27 条第１項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第４　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第 27 条第１項の規定により法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

第５　経営の強化に伴う労務に関する事項

第６　業務実施金融機関における収益の見通し

第７　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）

第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

２．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する金融機関等又は労働金庫があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等又は労働金庫の本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

３．経営強化計画の実施期間

⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

⑵　経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月１日から翌年３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から５年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

４．金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等又は労働金庫の商号又は名称を併せて記載すること。

５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実

施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑹　経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第 27 条第１項の申込みをしない場合における「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務実施金融機関が業務を行う地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

６．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

⑴　経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法附則第 27 条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法附則第 27 条第１項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

⑵　「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。

①　株式

イ　種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　会社法第 108 条第１項各号に掲げる内容

ハ　議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）

ニ　株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容　等

②　劣後特約付社債（法第２条第２項に規定する劣後特約付社債をいう。）

社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

③　優先出資

イ　種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項第２号から第４号までに掲げる内容　等

④　劣後特約付金銭消費貸借（法第２条第３項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

７．経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

⑴　経営強化計画の始期における従業員（職員）数

⑵　経営強化計画の終期における従業員（職員）数

⑶　経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数

⑷　⑶中、新規採用される従業員（職員）数

⑸　経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数

８．業務実施金融機関における収益の見通し

⑴　経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、（別表１）に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

⑵　経営に関連する各種指標については、（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

９．剰余金の処分の方針

⑴　配当に対する方針を（別表２）により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

⑵　経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

10．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

⑴　経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第２条第４項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容を併せて記載すること。

（別表１）（銀行持株会社等以外の金融機関等－単体）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績 ／実績 見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
	業務純益										
	業務収益										
	資金運用収益						－	－	－	－	－
	うち貸出金収入						－	－	－	－	－
	役務取引等収益						－	－	－	－	－
	特定取引収益						－	－	－	－	－
	その他業務収益						－	－	－	－	－
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）						－	－	－	－	－

損益	業務費用										
	資金調達費用						－	－	－	－	－
	うち預金・譲渡性預金利息						－	－	－	－	－
	役務取引等費用						－	－	－	－	－
	特定取引費用						－	－	－	－	－
	その他業務費用						－	－	－	－	－
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費・社債費）						－	－	－	－	－
	一般貸倒引当金繰入額										
	経費										
	うち人件費						－	－	－	－	－
	うち物件費						－	－	－	－	－
	うち機械化関連費用						－	－	－	－	－
	金銭の信託運用見合費用						－	－	－	－	－
	業務粗利益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費）										
	国債等債券関係損益						－	－	－	－	－
	コア業務純益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）										
	臨時損益										
	うち不良債権処理損失額										

	個別貸倒引当金繰入額						－	－	－	－	－
	貸出金償却						－	－	－	－	－
	その他の処理額						－	－	－	－	－
	うち株式等関係損益										
	経常利益										
	特別損益										
	税引前当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
	法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
	法人税等調整額						－	－	－	－	－
	当期（中間）純利益										
経営指標（%）	資金運用利回						－	－	－	－	－
	貸出金利回						－	－	－	－	－
	資金調達原価率						－	－	－	－	－
	預金等利回（＝（預金利息＋譲渡性預金利息）／預金・譲渡性預金平均残高合計）						－	－	－	－	－
	資金調達経費率（＝経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計）						－	－	－	－	－
	預貸率						－	－	－	－	－
	総資金利鞘（＝資金運用利回－資金調達原価率）						－	－	－	－	－
	預貸金利鞘（＝貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率）						－	－	－	－	－

	当期利益ＲＯＥ（＝当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ（＝当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－
	コア業務純益ＲＯＥ（＝コア業務純益／純資産）						－	－	－	－	－
	コア業務純益ＲＯＡ（＝コア業務純益／総資産）						－	－	－	－	－
	業務粗利益経費率（＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）						－	－	－	－	－
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高										
	破産更生等債権額						－	－	－	－	－
	危険債権額						－	－	－	－	－
	要管理債権額						－	－	－	－	－
	正常債権額										
	総与信（＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）										
	不良債権比率（＝金融再生法開示債権残高／総与信）										

（銀行持株会社等－単体）

		年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績／実績見込み	年 月末見通し	年 月末見通し	年 月末見通し	年 月末見通し	年 月末見通し
資産・	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	純資産の部合計										

負債・資本勘定（平均残高）	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
損益	経常利益										
	経常収益										
	うち関係会社受取配当金						－	－	－	－	－
	経常費用										
	うち経費										
	うち人件費						－	－	－	－	－
	うち物件費						－	－	－	－	－
	うち機械化関連費用						－	－	－	－	－
	税引前当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
	法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
	法人税等調整額						－	－	－	－	－
	当期（中間）純利益										
経営指標（%）	当期利益ＲＯＥ（＝当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ（＝当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－

（連結）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績 ／実績 見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
	経常利益										
	経常収益										
	資金運用収益						－	－	－	－	－
	役務取引等収益						－	－	－	－	－
	特定取引収益						－	－	－	－	－
	その他業務収益						－	－	－	－	－
	その他経常収益						－	－	－	－	－
	経常費用										
	資金調達費用						－	－	－	－	－
	役務取引等費用						－	－	－	－	－
	特定取引費用						－	－	－	－	－

損益	その他業務費用						－	－	－	－	－
	営業経費						－	－	－	－	－
	その他経常費用										
	うち貸出金償却										
	うち貸倒引当金繰入額										
	うち一般貸倒引当金繰入額										
	うち個別貸倒引当金繰入額										
	特別利益										
	特別損失										
	法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
	法人税等調整額						－	－	－	－	－
	非支配株主に帰属する当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
	親会社株主に帰属する当期（中間）純利益										
経営指標（%）	当期利益ＲＯＥ（＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ（＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間が３年を超える場合には３年とする。

3　事業年度末（銀行等にあっては、毎年９月末及び３月末）の計数を記載すること。

4　銀行持株会社等にあっては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の単体・合算ベースの指標を銀行等単体の場合と同一の表形式により併せて記載すること。

5　経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあっては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見通しを同一の連続した表形式で記載することを要しない。

6　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

7　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表２）（配当に関する事項）

	年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績／実績見込み	年 月末見通し	年 月末見通し	年 月末見通し	年 月末見通し	年 月末見通し
配当可能利益										
配当金総額（中間配当を含む）										
普通株配当金（公的資金分）										
普通株配当金（民間調達分）						－	－	－	－	－
優先株配当金（公的資金分）										
優先株配当金（民間調達分）						－	－	－	－	－
１株当たり配当金（普通株）						－	－	－	－	－
１株当たり配当金（優先株）						－	－	－	－	－
配当率（普通株、公的資金分）						－	－	－	－	－
配当率（普通株、民間調達分）						－	－	－	－	－
配当率（優先株、公的資金分）						－	－	－	－	－
配当率（優先株、民間調達分）						－	－	－	－	－

配当性向						－	－	－	－	－

（記載上の注意）

1　「公的資金分」とは、法附則第 27 条第３項の規定により適用する法第 17 条第１項の規定による決定（法附則第 27 条第３項の規定により適用する法第 19 条第１項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

2　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

様式第十四（附則第53条関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第３　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第４　取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

第５　収益の見通し

第６　法附則第29条第１項の規定により法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第７　法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

［様式を加える。］

２．提出者

提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

３．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」及び「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について具体的に記載すること。

⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の

事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

4．第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について、それぞれ具体的に記載すること。

5．法第 34 条の２の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第 94 条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。

6．取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定とを区分して経理する旨を記載するとともに、区分して経理する方法について具体的に記載すること。

7．収益の見通し

協同組織金融機能強化方針の提出後５年間の収益の見通しの概要について、計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

8．法附則第 29 条第１項の規定により法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載すること。

9．法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項を併せて記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（資本参加金融機関等による第九条第一項計画の提出）

第二条　改正法附則第二条第一項の規定により改正法による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号。以下「法」という。）第九条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画（法第四条第一項に規定する経営強化計画をいう。以下同じ。）に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第九条第一項計画（以下この条において「第九条第一項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等（同項に規定する資本参加金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。）は、当該第九条第一項計画に次に掲げる書類（当該第九条第一項計画を連名で提出する銀行持株会社等（法第二条第一項第十三号に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の第九条第一項計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければな

らない。

一　第九条第一項計画の提出の理由書（当該資本参加金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（この府令による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下「府令」という。）附則第三十七条第一号に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。附則第七条において同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二　役員の履歴書（府令第三条第一項第五号に規定する役員の履歴書をいう。附則第七条を除き、以下同じ。）その他の法附則第二十六条第一項第二号若しくは第二項第二号又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第　　号）による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）附則第十四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

（資本参加金融機関等による第十二条第一項計画の提出）

第三条　改正法附則第二条第一項の規定により法第十二条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十二条第一項計画（以下この条において「第十二条第一項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項、第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第十項の規定により提出したもの、法第九条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、府令別紙様式第十二号に準じて作成した第十二条第一項計画に次に掲げる書類（当該第十二条第一項計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該資本参加金融機関等が当該期間内に法第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合

を含む。）若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一　府令附則第三十七条第二号から第四号までに掲げる書類

二　役員の履歴書その他の法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

（資本参加金融機関等による第十三条第三項計画の提出）

第四条　改正法附則第二条第一項の規定により法第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十三条第三項計画（以下この条において「第十三条第三項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等は、法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定

による認可を受けた株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条において同じ。）の日から二週間以内に、当該第十三条第三項計画に次に掲げる書類（当該第十三条第三項計画を連名で提出する同条第三項第一号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第十三条第三項計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社に係る府令附則第三十七条第二号に掲げる書類（当該会社が株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。附則第九条において同じ。）である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　第十三条第三項計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の役員の履歴書

三　前号に規定する会社に係る法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行（法第五条第一項第十号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が割当てを受けた取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条及び附則第六条において同じ。）である株式（次に掲げる

ものを含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（資本参加金融機関等による第十四条第三項計画の提出）

第五条　改正法附則第二条第一項の規定により法第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十四条第三項計画を提出する承継金融機関等（法第十四条第二項第一号に規定する承継金融機関等をいう。）である資本参加金融機関等は、法第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認可を受けた合併等（同条第一項に規定する合併等をいう。

以下同じ。）の日から一月以内に、当該第十四条第三項計画に次に掲げる書類（承継子会社（同条第七項に規定する承継子会社をいう。以下この条において同じ。）である資本参加金融機関等にあっては、当該第十四条第三項計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　府令附則第三十七条第二号に掲げる書類（当該承継金融機関等又は承継子会社である資本参加金融機関等が合併等により新たに設立された金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　役員の履歴書、当該承継金融機関等である資本参加金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継金融機関等又は承継子会社である資本参加金融機関等が合併等により新たに設立される金融機関等である場合にあっては、当該承継金融機関等又は承継子会社である資本参加金融機関等において部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号及び令第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す

書類

三　当該承継金融機関等である資本参加金融機関等又は当該第十四条第三項計画を当該承継子会社である資本参加金融機関等と連名で提出する銀行持株会社等に係る法第十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該承継金融機関等である資本参加金融機関等又は当該第十四条第三項計画を当該承継子会社である資本参加金融機関等と連名で提出する銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）及び同項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関等である資本参加金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

四　その他改正法附則第二条第三項の規定により法附則第二十六条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

（資本参加金融機関等による第十四条第十項計画の提出）

第六条　改正法附則第二条第一項の規定により法第十四条第十項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第二条第一項に規定する第十四条第十項計画（以下この条において「第十四条第十項計画」という。）を提出する資本参加金融機関等は、法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該第十四条第十項計画に次に掲げる書類（当該第十四条第十項計画を連名で提出する同条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第十四条第十項計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等に係る府令附則第三十七条第二号に掲げる書類（当該他の銀行持株会社等が合併等により新たに設立された銀行持株会社等である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　第十四条第十項計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の役員の履歴書

三　前号に規定する他の銀行持株会社等に係る法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等により

協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（資本参加組織再編成金融機関等による第十九条第一項計画の提出）

第七条　改正法附則第三条第一項の規定により法第十九条第一項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第十九条第一項計画（以下この条において「第十九条第一項計画」という。）を提出する資本

参加組織再編成金融機関等（同項に規定する資本参加組織再編成金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。）は、当該第十九条第一項計画に次に掲げる書類（当該第十九条第一項計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の第十九条第一項計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　第十九条第一項計画の提出の理由書（当該資本参加組織再編成金融機関等における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二　法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る第十九条第一項計画の提出であるときは、次に掲げる書類

イ　第十九条第一項計画に係る金融組織再編成（法第二条第六項に規定する金融組織再編成をいう。以下この条において同じ。）が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八

十三号）又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面

ロ　株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる金融機関等が第十九条第一項計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

ハ　法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が第十九条第一項計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面

ニ　第十九条第一項計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　役員の履歴書（府令第三十二条第七号に規定する役員の履歴書をいう。）その他の法附則第二十七条第一項第三号イ若しくは同項第四号又は令附則第十六条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ　府令附則第四十二条第一号から第三号までに掲げる書類

ロ　第十九条第一項計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（法第十五条第三項に規定する組織再編成金融機関等をいい、組織再編成銀行持株会社等（同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この条において同じ。）が同条第二項の申込みをした場合にあっては、その対象組織再編成子会社（法第十六条第一項第五号ニに規定する対象組織再編成子会社をいう。以下この条において同じ。））の自己資本比率の見込みを記載した書面

ハ　当該資本参加組織再編成金融機関等が法第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等（法第二条第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）の引受け等（法第二条第三項に規定する株式等の引受け等をいう。以下この条において同じ。）の額の算定根拠を記載した書面

ニ　組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ホ　法第十九条第一項の規定による承認を受けて協定銀行が協定（法第三十五条第一項に規定する協定

をいう。以下この条において同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び法第十九条第一項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第二項の申込みをした場合にあっては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法第十九条第三項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

(1) 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

（ⅰ）当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

（ⅱ）当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

（ⅲ）当該株式又は（ⅰ）若しくは（ⅱ）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(2) 当該株式等が優先出資（法第二条第二項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。

）である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

五　その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第十九条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

（資本参加組織再編成金融機関等による第二十二条第一項計画の提出）

第八条　改正法附則第三条第一項の規定により法第二十二条第一項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十二条第一項計画（以下この条において「第二十二条第一項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九条第一項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第十一項若しくは第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二

条第一項若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、府令別紙様式第十三号に準じて作成した第二十二条第一項計画に次に掲げる書類（当該第二十二条第一項計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該資本参加組織再編成金融機関等が当該期間内に法第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるものであるとき又は同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一　府令附則第四十二条第一号から第三号までに掲げる書類

二　役員の履歴書その他の法附則第二十七条第一項第三号イ並びに令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計

画に係る法第二十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類

（資本参加組織再編成金融機関等による第二十三条第三項計画の提出）

第九条　改正法附則第三条第一項の規定により法第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十三条第三項計画（以下この条において「第二十三条第三項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等は、法第二十三条第一項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認可を受けた株式交換等（法第二十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条において同じ。）の日から二週間以内に、当該第二十三条第三項計画に次に掲げる書類（当該第二十三条第三項計画を連名で提出する同条第三項第一号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第二十三条第三項計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社に係る府令附則第四十二条第一号に掲げる書類（当該会社が株式移転設立完全親会社である場合にあっては、自己資本比

率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　第二十三条第三項計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の役員の履歴書

三　前号に規定する会社に係る法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条及び附則第十一条において同じ。）である株式（次に掲げるものを含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（資本参加組織再編成金融機関等による第二十四条第三項計画の提出）

第十条　改正法附則第三条第一項の規定により法第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含

む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十四条第三項計画を提出する承継組織再編成金融機関等（法第二十四条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等をいう。）である資本参加組織再編成金融機関等は、法第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該第二十四条第三項計画に次に掲げる書類（承継組織再編成子会社（同条第六項に規定する承継組織再編成子会社をいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該第二十四条第三項計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　府令附則第四十二条第一号に掲げる書類（当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社である資本参加組織再編成金融機関等が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　役員の履歴書、当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社である資本参加組織再編成金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該承継組織再編成金融機関等

又は承継組織再編成子会社が合併等により新たに設立される金融機関等である場合にあっては、当該承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社である資本参加組織再編成金融機関等において部門別の損益管理がされることを証する書面）その他の令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項（当該第二十四条第三項計画に法附則第二十七条第一項第三号イに掲げる方策が記載されている場合にあっては、当該方策を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等又は当該第二十四条第三項計画を当該承継組織再編成子会社である資本参加組織再編成金融機関等と連名で提出する銀行持株会社等に係る法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等（当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等又は当該第二十四条第三項計画を当該承継組織再編成子会社である資本参加組織再編成金融機関等と連名で提出する銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）及び同項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継組織再編成金融機関等である資本参加組織再編成金融機関等を債務者とするものに限る。）につき協定銀行に対し譲渡その他の

処分をするよう要請することその他の当該取得株式等及び当該取得貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

四　その他改正法附則第三条第三項の規定により法附則第二十七条第三項の規定が適用される経営強化計画に係る法第二十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

（資本参加組織再編成金融機関等による第二十四条第九項計画の提出）

第十一条　改正法附則第三条第一項の規定により法第二十四条第九項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第三条第一項に規定する第二十四条第九項計画（以下この条において「第二十四条第九項計画」という。）を提出する資本参加組織再編成金融機関等は、法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等の日から二週間以内に、当該第二十四条第九項計画に次に掲げる書類（当該第二十四条第九項計画を連名で提出する同条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第二十四条第九項計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等に係る府令附則第四十二条第一号に掲げる書類（当該他の銀行持株会社等が合併等により新たに設立され

た銀行持株会社等である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　第二十四条第九項計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の役員の履歴書

三　前号に規定する他の銀行持株会社等に係る法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の当該株式の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面

イ　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ　当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

（資本参加協同組織金融機関等による第三十条第一項計画の提出）

第十二条　改正法附則第四条第一項の規定により法第三十条第一項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第四条第一項に規定する第三十条第一項計画（以下この条において「第三十条第一項計画」という。）を提出する資本参加協同組織金融機関等（改正法附則第四条第一項に規定する資本参加協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。次条及び附則第十四条において同じ。）は、当該第三十条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の第三十条第一項計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　第三十条第一項計画の提出の理由書

二　役員の履歴書その他の法附則第二十八条第一項第二号若しくは第二項第三号イ又は令附則第十九条各号若しくは令附則第二十条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　その他改正法附則第四条第三項の規定により法附則第二十八条第五項の規定が適用される経営強化計画に係る法第三十条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

（資本参加協同組織金融機関等による第三十三条第一項計画の提出）

第十三条　改正法附則第四条第一項の規定により法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第四条第一項に規定する第三十三条第一項計画（以下この条において「第三十三条第一項計画」という。）を提出する資本参加協同組織金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、府令別紙様式第十二号に準じて作成した第三十三条第一項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該資本参加協同組織金融機関等が当該期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一　府令附則第五十条第一項第二号に掲げる書類

二　役員の履歴書その他の法附則第二十八条第一項第二号並びに令附則第二十条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

（資本参加協同組織金融機関等による第三十四条第三項計画の提出）

第十四条　改正法附則第四条第一項の規定により法第三十四条第三項の規定により提出する経営強化計画に代えて改正法附則第四条第一項に規定する第三十四条第三項計画を提出する承継協同組織金融機関（法第三十四条第二項第一号に規定する承継協同組織金融機関をいう。）である資本参加協同組織金融機関等は、法第三十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該第三十四条第三項計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　府令附則第五十条第一項第二号に掲げる書類（当該承継協同組織金融機関である資本参加協同組織金融機関等が合併等により新たに設立された金融機関等である場合にあっては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

二　役員の履歴書

（協同組織中央金融機関等による第三十四条の七第一項方針の提出）

第十五条　改正法附則第五条第一項の規定により法第三十四条の七第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針に代えて改正法附則第五条第一項に規定する第三十四条の七第一項方針（以下この条にお

いて「第三十四条の七第一項方針」という。）を提出する協同組織中央金融機関等（改正法附則第五条第一項に規定する協同組織中央金融機関等をいい、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる協同組織中央金融機関に限る。）は、当該第三十四条の七第一項方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の第三十四条の七第一項方針は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一　第三十四条の七第一項方針の提出の理由書

二　役員の履歴書その他の法附則第二十九条第一項第一号又は令附則第二十一条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三　その他改正法附則第五条第三項の規定により法附則第二十九条第三項の規定が適用される協同組織金融機能強化方針に係る法第三十四条の七第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類